

周防大島町告示第116号

令和3年第4回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年11月15日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年11月19日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和3年 第4回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年11月19日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月19日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)
日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第10号)) (質疑・討論・採決)
日程第6 議案第2号 令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)
日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第10号)) (質疑・討論・採決)
日程第6 議案第2号 令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
-

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君

14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	大下 崇生君	産業建設部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により6番、岡崎裕一議員、8番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、報告及び専決処分の承認に関するもの等について御審議をいただくため、令和3年第4回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、私ごとではございますが、昨年11月14日より周防大島町長の任期をいただきまして、早いもので1年が経ちました。ひとえに町民の皆様の御協力、御尽力をいただきましたおかげです。改めまして御礼を申し上げます。初心を忘れず、たのしい島、すみたい島、いきたい島の実現のために、よい町づくりに挑戦し、精進を重ねてまいりたいと考えております。

引き続きのコロナ禍ではございますが、町民の皆さんが健やかに過ごせますよう、すべての事柄に元気に取り組んでまいります。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、専決処分の承認を求めることについて1件、工事請負契約の締結に関するもの1件の合わせて3件であります。

報告第1号は、工事請負変更契約の締結について専決処分しましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、去る9月中旬の台風14号による豪雨の影響により、町道6か所、農道2か所及び農業用施設1か所において多大な被害を受けたため、直ちに補助災害のための災害査定に向けた測量設計業務にかかる経費を措置するために、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事について、大字外入の白木産業株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号、工事請負変更契約の締結にかかる専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号は、令和2年度 若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事の変更契約についてであります。

令和2年度 若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事につきましては、令和3年2月19日に大海建設工業株式会社と仮契約を締結し、同年第1回定例会において御議決を賜り、令和3年3月5日に本契約とし、令和3年3月26日に工事の完成期日を令和3年11月25日とする変更契約を締結し、工事を施工しております。

工事に際しまして、コロナ禍の影響により、アメリカなど世界的な木材需要の高まりや海上輸送のコンテナの不足などにより、木材価格が高騰したことを受けて、請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金8,998万円に437万8,000円を増額した9,435万8,000円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和3年10月19日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る9月中旬の台風14号による豪雨の影響により、町道6か所、農道2か所及び農業用施設1か所において多大な被害を受けたところでございます。

町におきましては、直ちに補助災害のための災害査定に向けた測量設計業務にかかる予算を計

上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3,300万円を追加し、予算の総額を139億5,193万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金3,300万円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費は、現年度農業用施設補助災害復旧事業に農道和田線（和佐）及び砂田農業用取水施設（棕野）の測量設計業務委託料2,500万円を計上いたしております。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、現年度道路橋りょう補助災害復旧事業に町道神浦船越線（平野）及び町道本畑線（久賀）の測量設計業務委託料800万円を計上いたしております。

以上が、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の歳出のほうで、内訳をちょっと教えていただきたいんですが、農業用施設、今説明があったところはいいいんですが、それぞれの金額。

それから、道路橋りょうも同じく800万円、どういった施設、工種で、幾らぐらいの金額になるのか、予算になるのか。

内容は、その委託料、測量設計管理業務というふうになっていますけれど、どういった内容を委託するのか、簡単で結構ですので、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの御質問の歳出についての内訳ということでございます。

農業用施設災害復旧事業につきましては、2件の測量設計を計上しております。

1つ目が農業用取水施設、いわゆる頭首工になります。これを1,900万円、それから、農道和田線、これは道路の崩壊であります、600万円の合計2,500万円です。

それから、公共土木施設災害、全災害6件のうち2件を測量設計委託とすることとしております。

2件とも町道における道台崩壊になります。それぞれ400万円ずつの合計800万円ということになっております。

災害査定に向けましての査定設計書の作成になりますので、被災状況の把握、それから、測量設計までの業務委託という内容でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、国の査定を受けるがための設計書を測量から全部、設計書作成まで一式業者に委託するということだと思っておりますが、公共土木の6件のうち2件、あとの4件は直営というか、職員がやられるということなのか、そこを確認をさせてください。

この設計書を作って、測量から設計書を作るまでということで、業者へ委託するとこと、職員がやるのであれば、あとの4件、その切り分けというのは、どういうふうな判断で切り分けをするのかというところ。

今回、その査定設計書を業者委託して、かなり実態に応じたというんですかね、設計書ができると思いますが、それは実際の発注段階で何か活用できるものなのか、また、発注の段階は改めて測量設計の業務委託が必要になるものなのかどうか、その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの御指摘のありましたとおり、公共土木施設災害、町道の災害におきましては、全部で被災は6件ですが、業者委託は2件、ほかの4件は町職員が測量設計に臨みます。

職員が自ら測量設計をするものと、業務委託するものの振り分けといいますのは、単純に災害の規模で判断をしております。

規模が大きいと、やはり職員の手では非常に測量自体が難しい状況にありますので、今回計上させていただいている2件がまさにそういう被害の規模が大きかったということで、業者委託としております。（発言する者あり）すみません。失礼しました。

測量設計委託の内容は、査定設計書、災害査定を受けるための査定設計書の作成までになっております。

それで査定を受けて、それから実施設計に移るわけですが、現在査定設計書がほぼそのまま実施設計に振り替えられますので、一応査定設計書の作成までというふうに考えております。

ただし、査定時に災害査定で変更が出た場合、査定の内容で延長を減じられるとか、認められない部分が出たりとか、追加になる部分もありますので、そこについてはこの範囲内で対応をしていただくというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 規模で委託をするかどうか判断されるというお話でしたけど、その規模というのは事業費、金額の規模なのか、内容は例えば被災の程度で判断するのか、その辺をもう1回補足をお願いします。

今、設計書は、この査定設計書をそのまま実施設計書でも使えるというようなお話だったと思うんですが。実施の段階で改めて測量設計、査定の変更等がなければ、そのまま使えるので、測量設計費、委託料は新たなものは発生しないということでもいいのかどうか、それをもう一度お願いいたします。

要するに、最初の話は職員でやるのが、例えば安全性の問題であるのか、何かほかに理由があるのか、その辺を教えていただきたい。

単純にその事業費で、例えば400万円以上は委託ですよというような話だったら、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、そういう判断ではないということでもいいのかどうか、そこら辺をもう1回補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の職員自ら測量設計をするのと業務委託として測量設計をする境目といたしますか、見極めは、まさに田中議員さんの御指摘のとおりです。

金額の大小ではなく、被災現場の状況によって判断をしております。

先ほど田中議員さんの御質問の中にもありましたが、職員自ら入ることが困難、あるいは危険である、それから、横断測量等において人数が非常に必要であるとかというところで判断をしております。

ですから、必ずしも測量設計を委託したものが大きい工事費であるという判断ではございません。

それから、測量設計は、先ほど申し上げましたとおり、査定設計書の作成まで、その後査定を受けたとき変更があれば、その対応までとしておりますので、実施設計に移るまでの金額が増えるかということは考えておりません。

ただ、査定設計書の作成までの中でも変更というのは多少出てくる、横断数が増えたとか、それはあくまで当初の査定設計書を作るまでの中での変更でありまして、新たに実施設計を作る段階においての変更というのは考えておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

日程第6. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、令和2年7月5日から8日の豪雨により被災した東和地区和田の普通河川竹迫川の災害復旧工事の請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

また、本件につきましては、令和3年1月に入札手続を開始いたしましたが、河川に沿った農道の破損状況が工事車両の通行に耐えることができないことが判明いたしましたため、急遽入札を中止いたしました。

その後、仮設道路設置のための用地確保や設計図書の修正を行い、入札から仮契約までを実施し、このたび議会の御議決をいただく運びとなったものでございます。

工事の概要につきましては、復旧延長325.9メートル、ブロック積工870平方メートル、このブロック積工の詳細につきましては、環境配慮型ブロック積、控えが500、これが578.6平方メートル、控え650が291.4平方メートルでございます。

また、小口止めコンクリート28.5立方メートル、底張コンクリート12.0立方メートル、仮設工一式となっております。

また、参考までに、完成期日につきましては令和4年3月30日としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、完成が令和4年3月30日ということなんですが、これは今から発注して、この8,000万円以上の工事が年度内に完成できるのかどうか、その辺のめどをお聞かせください。

入札結果を見ると、12社の参加で、実質的に2社の競合になっているところではありますが、これ総合評価に評価値というのがあるので、その総合評価で入札されているんだろうと思うんですが。

まず、その総合評価をこの工事に適用したその理由と、今、実質的にこの2社競合ということになって、落札率は89.6%ですので、競争性が発揮されていないというわけではないと思いますが、結果的に2社競合になっていると、同額で。この辺の評価、どういうふう考えられておるのか、その辺を御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの工期についての御質問でございます。

工事において工期を計算する式に基づいて工期を決めますが、この工事につきましては、計算上ですと、令和4年7月29日までかかるという計算になります。

ただし、現時点で、当然議会の御承認も、繰越しの御承認をいただいておりますので、進捗を見極めつつ所定の手続きを取り、議会の御承認をいただいた上で繰越しも考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の総合評価入札の適用基準についてでございますが、本町では、品確法及び入札契約適正化法に基づき現在、予定価格が3,000万円以上の土木工事において入札価格や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する特別簡易型総合評価方式による競争入札を実施しております。

このたびの工事につきましても総合評価方式による入札を実施したところでございます。

また、2社においても競争性がという御質問でございますが、町のほうでは辞退理由までは把握していませんが、2社においても競争性は保たれていると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 計算上の工期はもっと長いということなんですが、災害復旧事業でもありますし、その効果、成果のためには年度内、今の時点で年度内完成を目指して、1日も

早く地域にとっての成果というんですか、これは災害復旧ですし、今異常な状態なので、それは1日も早く復旧すべきだろうと思います。

その1日も早くという意味で言えばということと、単年度主義というんですかね、年度内完成を目指すのが原則ですから、そういったことを考えると、総合評価の話等もあるんですが、この325.9メートル延長がある工事、分割発注ということも考えられたんじゃないかなと。

例えば、これを3工区に分けて発注すれば、総合評価、今3,000万円以上というのがありましたけれど、これにもかからないというか、そういう方法もあったんじゃないかと思われませんが、早期完成を目指すという前提のもとに、その分割発注ということを選択されなかった理由というのをお聞かせいただきたい。

今の総合評価の関係で、3,000万円以上は適用されている。これは、土木工事は3,000万円以上になったら必ず総合評価になるのか、総合評価を適用することができるという規定なのか、その辺をもう1回御答弁をお願いしたいと思います。

この総合評価方式は、要するに価格だけではなくて、品質の面を考慮して工事を発注しようという、簡単に言えばそういうことなんだろうと思うんですが、それを適用すると、これは制度の話になるので、この契約の個別の話というよりは制度自体の話になって恐縮なんです。

今回、例えば和田の河川災害復旧工事、災害復旧工事ですから原型復旧、環境配慮型ということで、若干改良もされるんかもしれんのですが、そういう原型復旧という1日も早く元に戻すということが求められる工事において、どのような観点でこの品質の向上と確保というものを目指されたのか、どういう面です。

結局、元へ戻す、単純に言って、原型復旧だけの工事であれば、その品質の向上確保という観点をどこに見出すのか。

競争性が排除されていないと言いながらも、やっぱり2社の競合と12社の競合では全然違ってくると思います。

実際、さっきの若者定住促進住宅のほうは非常に低い落札率で、低ければええというもんじゃないですけど、結局価格競争が発揮されていると、そこに総合評価制度のひとつの問題点もあるんじゃないかなと思うんですが、そこを上回る、その価格競争が阻害というんですかね、メリットが低く抑えられても確保すべき品質の向上のメリットというのは、この工事で言えばどこに見出そうとされたのか、そこを端的に、こういう面で品質向上を図りたいんだと想定されたんだということがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

もう1点です。総合評価のこの制度上の問題になるんですが、総合評価方式で建設工事を発注しようとするときは、学識経験者の意見を聞かなきゃいけないというふうになっているんですが、この工事において誰にどのような方法で意見を聞かれたのか、その辺も御答弁をお願いいたしま

す。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの分割発注もありではないかという部分についてお答えをいたします。

分割というか分けて発注するには、相当たる妥当性が必要と考えております。

今、田中議員さんの御発言の中にありました工期の短縮というのは、その中に入ろうかと思えます。

ただ、現実的に1つの工事を3つに分けた場合、1本で出すよりも3つの合計のほうが諸経費的に高くなります。いわゆる災害復旧事業費として分割発注することにより高くなる恐れがあります。

災害査定においては1本で当然査定を受けておりますので、それが査定額を上回るようになりますので、その分の国庫負担金が求められるかというのは非常に難しいところがあります。

本件について分割で発注することについては、現場が非常に、この河川の右岸側に農道が走っておりますが、例えば上流、中流、下流と3つに分けても、工事車両の出入り等で同時施工は難しいと考えておりますので、本件については1本で発注をしております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの今回の災害工事、なぜ原型復旧なのに総合評価方式の入札をしたのかという御質問でございますが、総合評価方式の入札につきましては、予定価格が3,000万円以上の土木工事において実施しているところでありまして、災害復旧の土木工事においても総合評価方式による入札を実施したところでございます。

国土交通省の総合評価実施マニュアルにおいての総合評価の対象となる工事として護岸工事の記載があり、本工事においては河川の生態系にも配慮した環境配慮型ブロックでの施工となり、品質確保は重要であると考えております。

学識経験者の意見を聞いておるかということですが、この件につきましては指名審査会で決定しておりますので、学識経験者には聞いておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません。3,000万円以上は絶対条件ということではないんですかね。

それともう1点、最後になりますけれど、今、環境配慮型だから総合評価を導入したということなんですけれど、環境配慮型にしたのは設計の問題ですよ。この総合評価が求めている品質向上というのは施工上での問題だという私は認識なんですけど、設計上の問題なら、それは入札には関係なく、無関係に設計上で環境を配慮した設計をすればいい。

でも、この総合評価方式が求めている品質向上と品質確保というのは、あくまでも入札して落札した業者に求める、そのためにこの評価も来ているんだろうと思うので、それは環境配慮型の設計をしているという工事であるということには理由にならないと思うんですが。

もう1回、なぜこの工事で、集落内でもないし、この河川災害復旧という工事でありながら、ここに品質確保、品質向上を求める理由があったのかどうか、端的で結構ですので、そこをもう1回御答弁をお願いいたします。

学識経験者の意見は聞いていないということだったんですが、町の入札実施要項によると、総合評価方式での建設工事を発注しようとするときは、その入札実施の適否及び落札決定基準に基づいて指名審査会に審査依頼書を提出し決定を求めるというふうにはなっているんですが、その第4条で学識経験を有する者の意見の聴取ということで、総合評価方式にかかる落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者の意見を聞くこととあわせて、その意見を聞いたときに落札者を決定しようと、入札の段階で改めて意見を聞く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聞くという2段階にわたって学識経験者の意見を聞くというプロセスが求められていると。

2番目の後段の話は、学識経験者が意見は必要ないですよと言ったんなら、それはそれで省略してもいいんですけど、1段目の話は、最初の総合評価方式にかかる落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者の意見を聞くというところは、この入札実施要綱の規定によると、勝手にとか、任意に省略できないんじゃないかなと思うんですが、省略できるというんなら、その辺がどこに規定されているのか、もう1度御答弁をお願いいたします。

あともう1点、さっき分割発注で経費が上がるという御答弁もありましたけれど、私の認識不足だったら申し訳ないんですけど、全体を分けたときに、諸経費は調整するから、全体額は変わらないんじゃないかと思うんですが、やっぱり工区を分けると諸経費がダブるから、今回の場合はいいですよ、工事の施工の関係とかもあって分割発注はできないというのはわかったんですが、分割発注をすると経費が上がるということは間違いのないことよろしいんですかね。

何%ぐらい上がるのか、その辺も御答弁いただければ。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 3,000万円につきましては、原則3,000万円以上としておるところでございます。

また、先ほど田中議員さんがおっしゃいました本町の建設工事総合評価競争入札実施要綱第4条の規定だろうと思いますが、この件につきましては、審査会が総合評価の競争入札方式にかかる落札者決定基準を定めようとする場合には意見を聞くということをごさいますて、当然落札

者の決定基準を変えたり、そういう場合には学識経験者、ここで言いますと山口県の土木建築部に依頼するということになっておりますので、そういう場合には土木建築部に意見を聞くこととしておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの分割発注による経費が増えるということですが、以前は分割発注をして、例えば同じ業者が取るといった場合には、諸経費調整というのを行いましたが、現在は行いません。

今の御質問について、ちょっと積算体系についてお話をしなきゃいけないと思うんですが、一般の工事は、まず作業によって歩掛というものが定められており、それを積み上げて直接工事費というものをまず出します。その直接工事費に経費を掛けたものが工事請負費ということになりますが、厳密に言いますと、直接工事費が600万円以下であれば、いくら分割をしても諸経費が増えることはありません。というのは、一律に増えるからです。

しかし、直接工事費が600万円を超えると、諸経費率が金額によりだんだん下がってきます。3本で出すと、1本で出すよりも、直接工事費が600万円を超える場合ですが、金額が高くなるというふうになっております。

今御質問の中にありましたこの場合どれぐらい高くなるのか、ちょっと試算をしてみないとわかりませんので、数字は今お示しできないんですが、直接工事費が600万円を超えておりますので、間違いなく分割で発注したほうがトータルで高くなるということは申し上げられると思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 1つだけ嫌味を言わなければならないんですけども、議案説明資料、こういった総合評価の場合です。評価調書というのがあるかと思うんですけども、これを本当は添付してほしかったんですけども、今便利になりまして、私の手元にタブレットがございます。ホームページで確認をしたところ、何とこの工事に関して総合評価調書、全く違う書類が出てくるんですが、これいかなものでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

.....
午前10時29分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんから御指摘のあったホームページ上の今回の総合評価

入札方式に関する評価調書について、誤った入札結果を掲載しておりましたので、速やかに訂正させていただきたいと思っております。どうも大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） まず、私の発言で議事を止めてしまいまして申し訳ございません。

実は、先ほど田中議員にちょっと相談をしたところ、この議会の告示があったときに、田中議員さん、早速このホームページを調べたそうなんですけれども、そのときには、実はこの総合評価調書が貼りつけられていたそうなんです。ここにコピーがあるんですけれども、この4日か5日間の間に何か中身がすり替わっちゃうような事態になっているんですね。

これは今ここで議案とは関係ないんで、一応指摘だけしておきます。

もう1点、私、指摘をさせていただきたいんですけれども、実は、課長さんには前に電話をしたことあるんですけれども、同じことが1回あったんです。全く違うものが掲載されている。2回目ですので、あえてこの場で申し上げましたので、こういうことがないように。先ほどの件もしっかり調査をしていただいて、こういうことがないようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和2年度 令和2年災補災河第236号 竹迫川河川災害復旧工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

これにて、令和3年第4回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 岡崎 裕一

署名議員 田中 豊文